

法令名	根拠条項	許認可等の内容	標準処理期間
都市計画法	53条1項	都市計画施設の区域における建築許可	7日（14）

審査基準

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項の建築許可については、法第54条の規定に適合するもののほか、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は許可を行うものとする。

- 一 階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。
- 二 主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。
- 三 容易に移転し、又は除去することができるものであること。

(審査上の留意事項)

1. 上記基準で「容易に移転し、又は除去することができる」とは、物理的及び経済的に容易に移転し又は除去することができることをいう。例えば、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等でも造り方いかんによっては、移転又は除去が容易とはいえない場合もある。また数奇をこらした建築物などは、将来の移転又は除去が客観的に不経済で、その場合の補償費もかかる場合等は容易に移転し、又は除去することができるとはいえない場合もある。
2. 上記基準で「その他これらに類する構造」とは、当該建築物の設計の内容（構造、建築方法、規模等）を個別具体的に判断して、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等と同程度に、容易に移転、除去できる構造のことをいう。
3. 都市計画施設の区域の内外にまたがる建築物については、区域内の部分が許可の要件に該当する必要があると考えてよいが、建築物が一般的に全体としてひとつの効用を有し、構造的にも一体のものであることを十分考慮し、区域内の部分を将来移転し、又は除去することが物理的及び経済的に容易であるか否かを判断するものとする。したがって、各部を切り離したときに、区域外の部分が個別に機能するものか又は切り取りによって生ずる区域外の部分の改築が容易である場合は、別紙「誓約書」の提出を求めるものとする。容易とは、通常考えられる補償の範囲を超えないものをいう。

(実施基準日：平成16年7月1日)